静岡市市有地売却の媒介に関する契約書

　市有地売却の媒介に関する業務について、静岡市（以下「甲」という。）と

　　　　　　　　　　　　　　（以下「乙」という。）とは、市有地売却の媒介に関する協定書（以下「協定書」という。）に基づき、次のとおり契約を締結する。

（総則）

第１条　甲及び乙は、地方公共団体及び宅地建物取引業にかかる社会的使命を有する立場と双方の信義、誠実の原則に立ち、市有地売却の適正かつ円滑な推進と宅地建物取引業の健全な発展に資するものとする。

（契約の趣旨）

第２条　甲は、次に掲げる土地（以下「市有地」という。）の売却を行うにあたり、土地の買受希望者と甲との媒介を委託し、乙はこれを受託するものとする。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 物件番号 | 所在地 | 地目 | 地積（㎡） | 売払価格（円） |
|  |  |  |  |  |

（業務の内容及び媒介報酬の支払い）

第３条　乙は、市有地の売却にあたり、協定書に基づき、買受希望者と甲との媒介を行い、次の書類を甲に提出しなければならない。

（１）市有地売却の媒介申請書

（２）市有地買受申請書

（３）その他甲が指示する必要書類

（媒介報酬）

第４条　甲は、買受者から売買代金が納入され、所有権移転登記が完了した後、乙からの請求に基づき媒介報酬を支払うものとする。

２　前項の媒介報酬の額は、協定第10条第２項の規定により定められた額とする。

３　乙は、甲が売買代金の全額納入を確認したのち、媒介報酬の請求を行うものとする。

４　乙は、買受者に対し媒介にかかる一切の報酬を請求できないものとする。

（秘密の保持）

第５条　乙は、媒介を行うために知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

２　乙は、その使用する者が媒介を行うために知り得た秘密を他に漏らさないようにしなければならない。

３　前２項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

（個人情報の保護に関する事項）

第６条　乙は、委託業務を実施するに当たり、個人情報の保護に関する取扱仕様書（別紙）に定める事項を遵守しなければならない。

（苦情紛争の処理）

第７条　乙は、甲に対し市有地売却の媒介を行うにあたり、第三者との間に苦情、紛争が発生したときは、乙の責任において、これを処理するものとする。

（甲の解除権）

第８条　甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、本契約を解除することができる。

（１）乙が、市有地売却の媒介について、信義を旨とし誠実に遂行する義務に違反したとき。

（２）乙が、媒介契約に係る重要な事項について故意若しくは重過失により事実を告げず、又は不実なことを告げる行為をしたとき。

（３）乙が、宅地建物取引業に関して不正又は著しく不当な行為をしたとき。

（４）乙が、媒介契約の履行をしないとき。

（５）その他の事情により市有地売却の媒介が不要になったとき。

２　甲は、前項の規定により、本契約を解除する場合は、速やかにその旨を乙に通知しなければならない。

３　第１項各号の規定により本契約が解除された場合において、乙はこれに係る報酬及び費用償還の請求をすることができない。

（費用の負担）

第９条　この契約の締結に必要な費用は、乙の負担とする。

（媒介契約の有効期限）

第10条　この契約の有効期間は、契約日から　　　年　　月　　日とする。

（損害賠償）

第11条　乙は、この契約に定める義務を履行しないため、又は第７条第１項の規定により契約解除となったために甲に損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。

（定めのない事項等の処理）

第12条　この契約に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、法令（静岡市の条例、規則等を含む。）の定めるところによるもののほか、甲、乙協議の上処理するものとする。

この契約の締結を証するため本書２通を作成し、甲、乙両者記名押印の上各自１通を保有する。

　　年　　月　　日

静岡市葵区追手町５－１

甲

静岡市長　　○○　○○

乙

別紙（第６条関係）

個人情報の保護に関する取扱仕様書

１　個人情報保護の基本原則

乙は、この契約に基づく業務（以下「業務」という。）の実施に当たり、個人情報（個人に関する情報であって、特定の個人を識別できるものをいう。以下同じ。）について、その保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないよう、適正に取り扱わなければならない。

２　個人情報の漏えい等の禁止

　　乙は、業務に関して、知り得た個人情報を他人に漏らしてはならない。この業務が終了し、又は契約が解除された後においても同様とする。

３　使用者への周知

乙は、その使用する者に対し、在職中及び退職後において、業務に関して知り得た個人情報を他人に知らせ、又は契約の目的以外に利用してはならないこと等の個人情報の保護の徹底に関する事項を周知しなければならない。

４　適正な管理

乙は、業務に係る個人情報の漏えい、滅失、改ざん又は毀損の防止を図るため、管理責任者を選任し、個人情報の適切な管理を行わせる等個人情報の適正な管理について必要な措置を講じなければならない。

５　収集の制限

乙は、業務において個人情報を収集するときは、当該業務を実施するために必要な範囲内で、本人から直接収集しなければならない。

６　利用及び提供の制限

乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、業務に係る個人情報を当該業務の目的以外に利用し、又は提供してはならない。この業務が終了し、又は契約が解除された後においても同様とする。

７　複写及び複製の禁止

乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、業務の実施に当たり甲から提供された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

８　資料等の返還

乙は、業務の実施に当たり甲から提供され、又は乙が収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、業務の終了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

９　事故発生時における報告

乙は、業務の実施において、この仕様書に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、直ちに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。業務が終了し、又は契約が解除された後においても同様とする。